

真庭市地域おこし協力隊 募集要項

(まにわの鳥獣害対策サポーター)

1. 募集概要

真庭市では、近年ニホンジカによる農林業被害が深刻化しており、鳥獣対策は喫緊の課題となっています。また、捕獲されたニホンジカについては食肉としての利活用も進められているものの、さらなる付加価値の向上や安定的な活用体制の構築が求められています。

そのため真庭市では、捕獲の強化とあわせて、衛生管理を徹底した食肉処理や商品化を進めるなど、ジビエの利活用を通じた資源循環の取り組みを推進しています。

こうした取り組みを通じて、地域の鳥獣害被害軽減と資源の有効活用を担う人材として、捕獲されたニホンジカのさらなる利活用に取り組む地域おこし協力隊を募集します。

(1) 事業名：まにわの鳥獣害対策サポーター

(2) 募集人数：1名

(3) 隊員を募集する目的

真庭市では、ニホンジカによる農林業被害が年々増加し、無視できない地域課題となっています。一方で、捕獲したニホンジカを単に廃棄するのではなく、食品として安全に活用することで、地域の新たな資源として循環させる取り組みも求められています。

しかし、衛生管理や解体作業などには一定の専門性と継続的な人材が必要であり、またジビエの付加価値の向上のためには衛生管理とともにジビエ活用の総合的なプロデュースも必要です。そのため、捕獲から処理・活用までの一連の流れに携わる人材を新たに確保することが不可欠となっています。

また、ニホンジカは農林水産被害の原因である一方で、加工品や地域ブランド食材としての可能性も持っており、真庭市では、捕獲から食肉処理、商品化までを一体的に進めることで、地域資源として循環させる仕組みづくりを目指しています。その実現には、現場に入り山を知り、地域住民や地元関係者と協働してニホンジカの利活用を実践しながら、新たな価値創出に取り組む人材が不可欠です。

あわせて地域おこし協力隊制度の趣旨である移住・定住促進の観点からも、豊かな自然環境の中で活動し専門技術を身につけたい人材を受け入れることで、将来的に地域の担い手となっていただくことを期待して実施するものです。

(4) 求める人物像

まちづくりは、さまざまな人々・組織との協働の取り組みです。
そのため、以下の能力を求めます。

- ・人の話に耳を傾けられる人
- ・柔軟な思考を持つ人
- ・コミュニケーション能力に長けた人

また、ミッションの特性上、以下の能力も求めます。

①地域住民や関係者と協働できる方

- ・猟友会、地域住民、行政職員など多様な関係者と円滑にコミュニケーションを取れる
- ・地域の文化や習慣を尊重し、協働して課題解決に取り組める

②ジビエ活用や食肉処理に興味・関心を持つ方

- ・解体処理施設での作業に興味があり、衛生管理・解体など専門技術の習得に意欲がある
- ・シカ肉の商品化や利活用に関心がある

③現場作業に前向きに取り組める方

- ・捕獲現場の対応や、ニホンジカの搬送・解体など、実務的な作業に主体的に取り組める

④農林業の課題解決に意欲のある方

- ・シカ被害による農林業の深刻な問題を理解し、現場の改善や対策強化に積極的に関わる姿勢がある
- ・農家や林業者からの要望をくみ取り、地域の産業を支える意識を持てる

⑤ジビエのPRや普及活動にも関心がある方

- ・ジビエの魅力を地域内外に発信することに興味がある
- ・イベントや試食会、SNS発信などの広報活動にも積極的に参加できる

2. 活動地域及び活動施設

(1) 真庭市について

真庭市は岡山県北部に位置し、美しく広大な森林資源と豊かな自然環境を有する中山間地域です。面積の約 8 割が森林で占められ、農林業が基幹産業の一つとなっている一方、豊かな自然環境は野生鳥獣の生息に適した環境でもあります。

このため、市内ではニホンジカ・イノシシ・ニホンザルによる農作物・森林被害が課題となっています。

特に、ニホンジカはこれまで地域での食肉利用文化がなく積極的な捕獲が実施されていなかったことも、ほかの地域からの侵入も増加し、近年生息数が急激に拡大し、深刻な被害となっています。

真庭市は、こうした深刻な獣害の状況に対し、捕獲強化・防護柵整備・生息環境管理・捕獲個体の利活用（ジビエ）等を組み合わせた総合的な鳥獣害対策を推進しています。中でも、市が導入したコンテナ型一次解体処理施設は、捕獲個体を迅速かつ衛生的に処理できる手法として注目されており重要な役割を担っています。



「豊かな自然」×「拡大する鳥獣被害」×「先進的なジビエ利活用」という特徴を併せ持つ地域であり、鳥獣害対策の現場で実践的に学べるフィールドが広がっています。

(2) 活動拠点について（ジビエ処理施設）

○可搬式ジビエ処理施設

コンテナ等を活用し、解体・一時処理設備をあらかじめ内蔵した小型で移動可能なジビエ処理施設のことです。真庭市北部湯原地域にある「下湯原温泉ひまわり館」敷地内にあります。

3. 活動内容

高付加価値な地域資源としてジビエを取り扱う技術・ノウハウを習得し、以下の活動に取り組んでいただきます。

①中山間地域における鳥獣害対策への支援業務

- ・ 猟友会組織と連携し、地域の有害駆除活動に携わる
- ・ 効果的な捕獲活動や被害防止策の検討・実践支援
- ・ 捕獲個体数のデータ分析・収集 等

②可搬式ジビエ処理施設での作業（解体・保管作業）

- ・ 捕獲個体の回収作業（保冷車）
- ・ 洗体・解体作業
- ・ 枝肉の搬入、保冷管理
- ・ 施設内の衛生管理・記録作業 等

③ジビエ利活用

- ・ 地域イベントや食育活動を通じたジビエの普及啓発活動
- ・ 地域住民や地元飲食店、観光事業者などと連携した普及啓発活動
- ・ SNS 等を用いた情報発信
- ・ 商品開発やブランディングへの協力

④月 2 回の地域おこし協力隊活動報告会への参加

上記の活動のほか、地域資源としてのジビエの魅力発信や地域活性化につながる取り組みを、地域住民や関係団体と協働しながら主体的に企画・実践していただきます。

4. 3年間の活動プランと想定される任期終了後

1年目	<ul style="list-style-type: none">・解体処理施設へのシカの搬入作業等を通じて、猟友会員との関係構築を図る。(真庭市全域)・解体技術を学び、品質の良いジビエを生産していく・狩猟免許を取得するなど、地域の課題解決支援に寄与していく。・地域関係者とのネットワークを広げていく。
2年目	<ul style="list-style-type: none">・地域の鳥獣課題の解決支援(データ分析や検討会への参加)、PR活動、活動(上記)の質と量を増やしていく
3年目	<ul style="list-style-type: none">・地域の鳥獣課題の解決支援(データ分析や検討会への参加)、PR活動、地域の次代の担い手として、活動(上記)を進めていく

◆任期終了後について

真庭市内でのジビエ事業の担い手としての定着を期待します。
具体例としては以下の通りです。

- ・集落支援員としてジビエ業務に携わる
- ・狩猟やジビエに関する起業や、ジビエを取扱う狩猟者となる
- ・鳥獣害対策のコンサルティングや2次処理施設への就職、起業

5. 隊員の派遣・受け入れ先となる受け入れ団体の概要

◆真庭地区猟友会

真庭市内の猟友会組織。9分会 約300名

◆真庭市農業振興課

真庭市の鳥獣害対策・ジビエ利活用事業については、農業振興課が管轄しています。
農業振興課の担当職員やジビエスタッフと連携し活動していくこととなります。

◆真庭市地域みらい創生課

真庭市地域おこし協力隊は、「真庭市地域みらい創生課の職員」として活動します。月次報告書などの提出はこちらになるため、地域みらい創生課の担当職員とは密に連絡を取り合います。

◆真庭市交流定住センター

真庭市の移住定住のワンストップ窓口です。地域おこし協力隊の伴走支援もしており、協力隊相談員・協力隊 OBOG も在籍しています。地域での暮らしや協力隊活動について相談できます。

HP : <https://i-maniwa.com/area/koryu/>

6. 形態及び期間

- ① 隊員の身分は真庭市会計年度任用職員とし、地方公務員法に基づき委嘱します。
- ② 雇用期間は1年とし、面談及び人事評価により、最長3年間まで更新できるものとします。

7. 応募資格

- ① 概ね20歳以上40歳以下の方（性別は問いません）
- ② 心身ともに健康で誠実に勤務できる方
- ③ 過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域に生活拠点がある方で、真庭市に住民票を置くことのできる方
- ④ 真庭市に1年以上の滞在を予定する方
- ⑤ 地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方
- ⑥ 普通自動車免許証を所有している方
- ⑦ パソコンの操作ができる方
- ⑧ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

8. 活動場所

真庭市湯原地域を中心とした真庭市内全域

※活動内容によっては、岡山県内外で活動する日もあり得ます。

9. 活動時間等

ジビエ処理に応じたフレックスタイムでの勤務となります。

勤務時間は休憩1時間を含めた8時間勤務とし、週5日間（35時間）勤務とします。

- ・基本的な勤務時間：午前9時～午後5時
- ・ジビエ処理に関わる日：午前7時～午後3時

ジビエの搬入受付時間が午前7時～12時であるため、ジビエの処理に当たる日は、勤務時間が通常と異なります。

10. 報酬

報酬月額 225,000 円（社会保険料は別で負担します）

期末手当 あり（勤務年数等により異なります）

勤勉手当 あり（令和 6 年度から新設）

通勤手当 あり（住居によって異なります）

11. 休暇等

週休日 週当たり 2 日

祝日 国民の休日に関する法律による休日

年末年始 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日

その他 年次休暇（任命時期等で異なる）、特別休暇等を用意しています

12. 活動費

報酬とは別に、活動経費を用意します。活動経費は隊員からの事前相談や申請により、審査の上支出します。

- ① 生活拠点として家賃をひと月 30,000 円まで負担します。
- ② 携帯電話等の通信費としてひと月 2,000 円まで負担します。
- ③ 活動に要する自家用車借り上げ料として、1 キロあたり 30 円を負担します。
- ④ その他、活動に要する旅費、消耗品等を負担します。

13. 待遇・福利厚生

- ① 住居及び車両は隊員自身に探していただき、個人での契約とします。
- ② 転居にかかる費用、生活備品、光熱水費は個人負担とします。
- ③ 敷金、礼金は 10 万円までは市が負担し、それを超える部分は個人負担とします。
- ④ 社会保険、厚生年金、雇用保険に加入していただきます。

14. 選考方法

① 1次選考【書類選考】及び面談

提出書類は以下のとおりです。

- ・真庭市「地域おこし協力隊」応募用紙
- ・住民票抄本

※人物像を深く知るため、制度説明等を含めた面談を事前に実施しています。

② 2次選考【面接】

1次選考合格者は2次選考を実施します。日時及び場所については改めて通知します。

③ 真庭市地域おこし協力隊の決定

2次選考により真庭市地域おこし協力隊員の候補を決定し、委嘱年月日等については協議の上決定します。

15. その他

- ・応募にかかる経費は応募者負担とさせていただきます。
- ・募集要項、応募用紙等のデータは、真庭市ホームページからダウンロードできます。

16. 応募・問い合わせ先

〒719-3201 岡山県真庭市久世 2927-2

真庭市総合政策部地域みらい創生課（担当：浦吉）

TEL：0867-42-1179

FAX：0867-42-1353